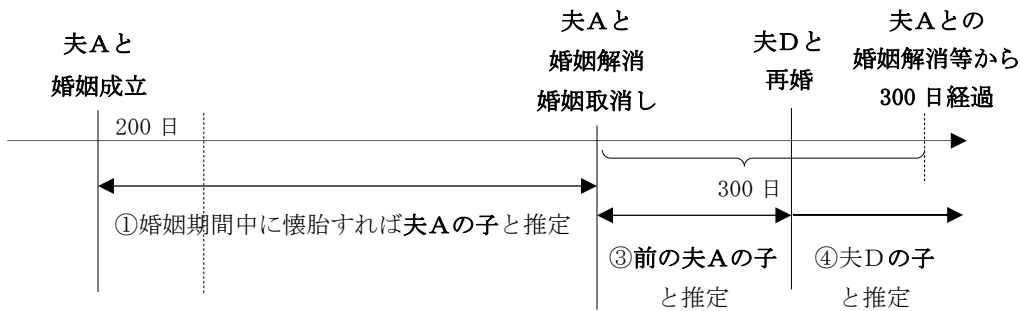


- 離婚（婚姻解消等）後、300日以内に再婚した場合・・・再婚後に出生した子は、再婚「後」の夫の子と推定  
再婚前に出生した子は、再婚「前」の夫の子と推定

【④の具体例】

- A男とB女が婚姻（結婚）し、その後離婚。離婚後300日以内に、夫Dと再婚し、
- ・再婚「前」に子Cが生まれた場合、再婚前の夫Aの子であると推定される（③の内容）
  - ・再婚「後」に子Cが生まれた場合、再婚後の夫Dの子であると推定される



①③④推定される子	上記①③④の子
推定の及ばない子	上記①③④には該当するが、妻が夫によって懐胎することが不可能な事実がある場合 【具体例】 ①③④の期間中、夫が刑務所に入っていた場合
②推定されない嫡出子	①③④に該当しないが、妻から生まれた子

【「嫡出否認の訴え」と「親子関係不存在確認の訴え」のどちらを提起するか？】

①③④推定される子	→ 嫡出否認の訴え	婚姻関係のある男女から生まれた子（嫡出子）について、「この子は私（夫）の子ではない！」と訴える等
推定の及ばない子 (選択肢エ)	→ 親子関係不存在確認の訴え	「嫡出推定の及ばない子」について、「私（夫）は、ずっと刑務所にいたのだから、この子は私（夫）の子ではない！」と訴える
②推定されない嫡出子 (選択肢ウ)		推定されない嫡出子（婚姻成立後200日以内に生まれた子）について、「この子は私（夫）の子ではない！」と訴える